

医療・介護・福祉施設省エネルギー化支援事業費補助金交付要綱

（通則）

第1条 医療・介護・福祉施設省エネルギー化支援事業費補助金は、予算の範囲内において交付するものとし、秋田県財務規則（昭和39年2月25日秋田県規則第4号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、原油価格・物価高騰に対応するため、県内で医療・介護・福祉施設を運営する事業者が行う省エネルギー化の取組に対して支援し、安定的なサービス提供に資することを目的とする。

（補助対象事業者）

第3条 補助金の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、第4条の施設において、第5条第1項に定める事業を実施する者をいう。ただし、補助対象事業者が次のいずれかに該当するものである場合を除く。

- 一 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者
- 二 県税に係る徴収金に滞納がある者

（補助対象施設）

第4条 補助金の対象となる施設は、秋田県内において、医療、介護、福祉サービスを提供する施設とし、別表1のとおりとする。ただし、地方公共団体が設置した施設を除く。

（補助対象事業等）

第5条 補助金の交付対象となる事業は、補助対象施設及びこれに付随する施設の改修等（単純な経年劣化等による改修や修繕、設備更新を除く。）に係るもので、別表2のとおりとする。

- 2 補助金の交付対象となる事業は、国等が実施する他の補助制度と重複しないものとする。ただし、市町村が実施する補助制度であって、前項の事業を行うために必要な経費のうち、本補助金の額に相当する額を上回る部分について補助することとしているもの（第7条第8号において「市町村が実施する上乘せ補助制度」という。）については、その限りではない。
- 3 補助金は、第1項の事業を行うために必要な経費（以下「補助対象経費」という。）であって、別表3に掲げる経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるものについて予算の範囲内で交付する。

(補助金交付額の算定方法)

第6条 補助対象経費に占める補助金の割合（以下「補助率」という。）は、補助対象経費の3分の2以内で、補助金の額は200万円を上限額、50万円を下限額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。また、補助事業（補助対象事業者が実施する補助対象事業をいう。以下同じ。）における消費税及び地方消費税相当額並びに補助対象経費に係る収入額と認められるものについては、補助対象経費から除く。

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- 一 県から補助金を受けて行われる事業に要する経費の配分を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- 二 補助事業を中止又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- 三 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告して指示を受けなければならない。
- 四 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理することとし、その効率的な運用を図らなければならない。
- 五 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- 六 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 七 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類をこの補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- 八 補助対象事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算に基づく国等の負担又は補助を受けてはならない。ただし、市町村が実施する上乗せ補助制度による補助については、その限りでない。

(交付申請)

第8条 この補助金の交付申請は、別表4に定める申請に必要な書類を知事に提出することにより行わなければならない。

2 前項の申請は、補助対象となる施設毎に行うものとする。

(変更承認申請)

第9条 この補助金の交付決定後に、事情の変更により申請内容を変更しようとするときは、前条に定める申請手続きに従って行うものとする。

(交付の決定)

第10条 知事は、第8条及び前条の申請があったときは、当該申請書の内容を別に定める採択基準等により審査等を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、規則第248条の規定に基づき、補助金の交付の決定を行うとともに、交付決定通知書を申請者に通知するものとする。

2 知事は、補助金を交付しないことを決定したときは、不交付決定通知書を速やかに申請者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第11条 補助金の支払いは、精算払いとする。

(実績報告)

第12条 第10条の規定により補助金の交付の決定を受けた事業者は、補助事業完了後1月以内、又は令和8年1月30日のいずれか早い日までに、別表5に定める実績報告に必要な書類を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 知事は、規則第259条第1項の規定により、補助金の返還を命ずることができる。

2 知事は、規則第261条の規定による承認を行う際は、交付した補助金のうち処分時から総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）第8条に規定する期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるとともに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を県に納付させることができる。

(補足)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年10月6日から施行する。

附 則（令和5年7月7日）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年7月7日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の医療・介護・福祉施設省エネルギー化支援事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年9月8日)

(施行期日)

この要綱は、令和5年9月8日から施行する。

附 則 (令和6年1月18日)

(施行期日)

この要綱は、令和6年1月18日から施行する。

附 則 (令和7年3月3日)

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 (補助対象施設)

区分	補助対象施設
医療機関	病院、有床診療所
高齢者施設	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅
障害福祉施設	障害者支援施設、宿泊型自立訓練事業所、福祉型障害児入所施設、共同生活援助事業所（介護サービス包括型、日中サービス支援型、外部サービス利用型）
児童福祉施設	児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム
保護施設	救護施設

別表2 (補助対象事業)

番号	種類	基準等
1	「二重窓」又は「複層ガラス」の設置	改修により、エネルギー消費量削減等の

	(既存部分の改修に限る。)	省エネルギー効果が見込まれるもの
2	省エネルギー型ボイラーの設置（既存設備の更新に限る。）	更新により、エネルギー消費量削減の省エネルギー効果が見込まれるもの
3	省エネルギー型空調の設置（既存設備の更新に限る。）	同上
4	施設照明のＬＥＤ化（既存の照明設備のＬＥＤ化に限る。）	同上
5	太陽光発電システムの設置（対象施設の敷地内への新設・増設に限る。）	設置により、電力消費量（小売電気事業者から購入する電力の消費量に限る。）の削減の省エネルギー効果が見込まれるもの
6	その他省エネルギー化の取組として知事が認めたもの（上記１から５までの内容に類するものに限る。）	上記１から５までに準じた省エネルギー効果が見込まれるもの

別表３（補助対象経費）

補助対象経費	設計費、設備工事費、修繕費、備品購入費、既存設備の撤去工事・処分費等であって、事業の目的を達成するために必要と認められる経費
--------	--

別表４（申請に必要な書類）

番号	必要な書類
1	交付申請書（様式第１号）
2	事業計画書（別紙１）
3	事業実施前の状況がわかる資料及び、事業内容がわかる資料 ※別表２のうち、２、３及び４の各号に該当する場合は「設備比較証明書（別紙３）」を、１号に該当する場合は「省エネルギー効果見込（別紙４）」を、５号に該当する場合は「太陽光発電システム導入による省エネルギー効果見込（別紙５）」を、６号に該当する場合は同号の基準等を満たすことを示す書類等を添付するものとする。
4	見積書の写し ※見積額の内訳も添付のこと。
5	その他知事が必要と認める書類

別表５（実績報告に必要な書類）

番号	必要な書類
1	実績報告書（様式第２号）

2	所要額精算書（別紙２）
3	事業完了後の状況が分かる資料
4	実施した事業にかかる発注書の写し、請求書の写し、納品書の写し及び領収書の写し ※請求書の写しには請求額の内訳も添付のこと。 ※各書類の内容が確認できる他の書類でも可とする。
5	その他知事が必要と認める書類